

紹介状なしの負担金について（お知らせ）

平成28年4月より

他の医療機関（病院・診療所）等からの
紹介状（診療情報提供書による）を持参されず
直接来院し診療を受けられる（受けられた）場合

保険医療機関相互間の機能の分担および業務の連携のための
措置として、厚生労働大臣が定めた選定療養（保険適用外）
として、当院では次のとおり請求させていただきます。

初診時（5,400円） 再診の都度（2,700円）

参考：平成28年3月まで 初診時（4,320円） 再診の都度（830円）

《 初診とは 》

- 当院を初めて受診される場合。（医科と歯科は別の取り扱いとなります。）
- 当院における治療を中止又は終了後、期間が経過し、新たな傷病で受診される場合（三か月中断後で初診となる場合も含む）。
- 当院における診療の中止（他の医療機関等への転院等）後、期間が経過し当院での治療を再開する場合。

《 再診とは 》

- 当院から、他の医療機関（一般病床数が500未満）または診療所に対し文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにも関わらず当院を受診される（受診された）場合。
※受診の都度、紹介状なし負担金を請求させていただきます。

《 負担金発生の対象となる曜日・時間帯 》

- 平日：8時～18時迄の診療受付
- 土曜日：8時～12時迄の診療受付

《 負担金が発生しない場合 》

- 他の医療機関（病院・診療所）等からの紹介状（診療情報提供書による）を持参された場合。
- 医療扶助、公費負担の医療受給者証、障害者医療券をお持ち（ご提示）の場合。
- 当院治療中で他の診療科を受診する場合（医師より、医科から歯科あるいは歯科から医科の診療科へ受診の依頼がある場合も含む）。
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合。
- 救急車、ヘリコプターで搬送された場合。
- 周産期事業等における休日夜間に受診した場合。
- 外来受診から引き続き入院した場合。
- 当院の治験協力者である場合。
- 災害により被害を受けた場合。
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療（保険証未提示は除く）により受診された場合。
- その他、緊急時及び止むを得ない状況であったと判断された場合。